

10月支援会議資料3とパブリックコメント用の素案との主な変更箇所
(は10月の支援会議でいただいた意見に関連する事項)

- P3 こども基本法の子どもの定義を記載し、年齢によって支援が途切れないことを明記
- P4 過去の計画の変遷を図で表記
- P11・P12 年齢別未婚率・年齢別就業率は表で示した
- P39 「子ども・若者へのインタビュー」の結果のページを作成
※市でインタビューを行ったので、その内容を新たに掲載し、子どもの意見に基づいて計画を策定したことを明確化した。
- P45 基本理念は10月の支援会議でいただいた意見に基づき修正
- P51 ほか 支援会議の意見を元に区分に「新規」「継続」の他「拡充」を追加
※いくつかの事業(にじいろ相談、児童虐待、不登校対策等)は継続→拡充となります。
- P51 ほか 現在の計画(新!ひのっ子すくすくプラン)には掲載がなく、今回の計画で新たに掲載したものは全て「新規」の区分としていたが、読み手にとっては、「5年前に策定した計画書に載っているかどうか」はあまり意味がない情報なので、従前より実施している事業は「継続」として、計画書を読みやすくした。(例:入院助産、受験生チャレンジ貸付支援事業)
- P52 今回の新規事業である妊婦等包括相談支援事業の中に母子健康手帳の交付があるので、一つの事業としてまとめた
- P54 配慮を要する子どもとして、通常学級に在籍している子どもも支援対象であることを明記
- P56 食育事業の推進について、条例で定めている「学校や子育て施設の責務」について明記し、さらに日野市食育計画で推進を図っていることを追記
- P62 教育の経済的支援として、高校生など学生向けの奨学金について記載
- P67 無料塾→子どもの学習等支援事業補助金に修正
- P71 不登校・ひきこもりの子及び家庭への支援→不登校・ひきこもりの子ども・若者及び家庭への支援に修正
※若者も計画の対象であることを明確にするため
- P71 不登校について、教育機会均等法の記載及び不登校やひきこもりは問題行動ではないことを明記
- P71 不登校について、学校ではガイドラインの活用をしていることを明記
- P71 ひきこもりについては地域福祉計画でも取り組みの推進を図っていることを記載
- P71 不登校対策→不登校対策及び不登校児童・生徒への支援に修正 取り組み内容も表現を柔らかくした
- P73 日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方に基づいての記載であることを明記
- P74 子どもの貧困解消対策については、一体化を見据えて記述を増やして取組の目的をより分かりやすくした。
- P81 から 第5章については、精査中のものに数値を入れた(現在も国の通知などに基づき、引き続き精査中)
- P107 資料として最終ページに用語解説を追加